

リサイクルプラスチック材料認証制度 認証契約書

株式会社〇〇〇〇（認証取得者名）（以下、「甲」という。）と一般財団法人化学研究評価機構 高分子試験・評価センター（以下、「乙」という。）は、乙の認証した甲の認証製品への認証の言及、及び認証の維持について、次のとおり契約するものとする（以下、この契約を「本認証契約」という。）

（権利及び義務）

第1条

- 1 本認証契約及び乙の発行した認証書は、乙が行っているリサイクルプラスチック材料認証制度において、当該認証製品及び当該認証製品を製造している工場又は事業場の品質管理体制が、当該認証製品の規定要求事項である「食品接触材料用リサイクルプラスチック材料－ポストコンシューマ材料を物理的再生処理した重合体」に適合している限りにおいて、有効であり、甲は、認証書に記載されている認証の範囲において、本認証契約に基づき認証製品への認証の言及の使用を許諾されたものとする。
- 2 甲は、乙が初回審査で確認した生産プロセスと同一条件で、認証を受けている当該認証製品を製造することを確保しなければならない。
- 3 甲は、乙から認証を受けていることを広告その他の方法で第三者に表示し、又は説明する場合には、認証を受けた製品と認証を受けていないものが混同されないようにしなければならない。
- 4 甲は、認証に係る甲の業務が適切に行われているかどうかを確認するために、乙が甲に対して行う報告の請求、又は甲の工場若しくは事業場その他必要な場所に乙が立ち入り、認証に係る製品、その原材料又はその品質管理体制を審査することを妨げてはならない。

（認証製品への認証の言及の表示の使用許諾の条件及び範囲）

第2条

- 1 甲は、第2条第2項から第4項に適合している限り、第3条の規定による本認証契約の有効期間中、乙が認証を行っている製品の本体、容器、包装又は送り状等への認証製品への認証の言及の表示（以下、「認証製品への認証の言及等」という。）の使用について許諾されるものとする。
- 2 甲は、認証製品への認証の言及等の使用について責任を有し、表示事項及び付記事項並びにそれらの表示方法は、別途定める認証結果使用規則に基づかなければならない。
- 3 甲は、乙が認証を行っている当該製品等に認証製品への認証の言及等を行う場合、当該製品等が該当する規定要求事項に適合することを甲は自ら適切な方法によって確認しなければならない。
- 4 甲は、乙が認証を行っている認証製品への認証の言及等を行ったときは、その出荷実績及び時期を記録しなければならない。

（認証契約及び認証の有効期間）

第3条

- 1 本認証契約の有効期間は、本認証契約の締結日から、第5条第3項に基づく認証の失効、第8条第2項及び第13条第3項に基づく認証の取消し、又は第18条及び第19条第3項に基づく本認証契約が解除されない限り、認証の有効期間満了の日までとする。ただし、認証の更新により、認証が継続される限

りは、本認証契約は継続される。

- 2 認証の有効期間は、認証取得日より3年とする。

(認証の更新)

第4条

- 1 甲は、認証の更新を希望する場合は、認証の有効期間満了の日の6か月前から3か月前までに、乙に対して更新申請をしなければならない。
- 2 乙は、前項に定める更新申請について、認証維持のための更新審査を実施しその結果が妥当と評価した場合、更に3年間認証を更新するものとし、以降も同様とする。
- 3 乙は、第1項に定める更新申請について、認証の更新が妥当でないと評価した場合、当該申請にかかる製品等の認証は有効期間満了をもって失効する。なお、乙は、製品等の認証の更新審査のために必要な場合、是正に必要な期間として最大で2か月間有効期間を延長することができる。ただし、当該延長を受けた場合でも、更新後の有効期間は、従前の有効期間満了日の翌日から起算して3年間とする。

(認証維持審査)

第5条

- 1 乙は、甲の認証書に記載された製品及び工場又は事業場に対して、本認証契約に基づいて定期的に実施する認証維持審査（以下、「サーベイランス」という。）を行うものとする。
なお、サーベイランスは、3年の認証有効期間に、毎年行うこととする。
- 2 乙は、製品等の認証の有効期間中において、次のいずれかに該当する場合、甲に対し製品等の認証を維持するか否かについて、甲に予告なしに審査を行うことができるものとし、当該審査に対し立入調査も含めて協力することとする（以下、当該審査を「臨時審査」という。）。ただし、乙は、サーベイランスの目的を損なうことがないと認めるときは、甲に実施日程の予告を行うことができる。
 - (1) 認証製品等が、要求事項等に適合しない等、製品等の認証を維持することの妥当性について疑義が生じたとき
 - (2) 甲による認証の使用が、本認証契約に定める条件に違反していると疑われるとき
 - (3) 甲が本認証契約に違反し、催告後相当期間経過後もこれを是正しないとき
- 3 乙は、製品等のサーベイランスにより、製品等の認証の維持が不適当と判断した場合、製品等の認証を失効させることができる。
- 4 乙は、製品等のサーベイランス中、甲による認証結果の使用の一時停止（認証製品への認証の言及の使用の停止その他乙の指定する措置をいい、以下同じ。）を求めることができる。

(認証の追加又は変更の措置)

第6条

甲は、乙の認証について、認証の追加又は変更を行う場合は、次の手続を行うものとする。

- (1) 甲は、乙の認証について、すでに認証された製品等に認証する規格の追加を希望する場合は乙に対し、認証する規格の追加申請をするものとする。甲から当該追加の申請があった場合、乙は、遅滞なく、当該追加部分に係る審査を行い、認証の決定を行った場合にはその旨を、甲に通知するものとする。乙は、認証を行うことを決定した場合には、本認証契約の締結又は変更を行い、認証書を交付し、又は契約変更

前の認証書を訂正し、若しくはこれに代えて新たな認証書を交付するものとする。

- (2) 甲は、工場又は事業場を変更し、又は追加する場合、乙に対し、事前に、当該工場若しくは事業場の変更、又は新たな工場若しくは事業場の追加を申請するものとする。甲から当該変更又は追加の申請があった場合には、乙は、遅滞なく、当該変更又は追加部分に係る審査を行い、認証の決定を行った場合にはその旨を甲に通知するものとする。乙は、認証を行うことを決定した場合、本認証契約の変更を行い、契約変更前の認証書を訂正し、又はこれに代えて新たな認証書を交付するものとする。
- (3) 甲は、乙が認証を行っている認証の中で装置又は工程を変更又は追加する場合、乙に対し、事前に、当該装置又は工程の変更又は追加を申請するものとする。甲から当該認証の変更又は追加の申請があった場合には、乙は、遅滞なく、当該変更又は追加部分に係る初回製品試験及び初回審査を行い、認証の決定を行った場合にはその旨を甲に通知するものとする。乙は、認証を行うことを決定した場合、本認証契約の変更を行い、認証書を交付し、又は契約変更前の認証書を訂正し、若しくはこれに代えて新たな認証書を交付するものとする。ただし、乙は、適切と判断した場合は、初回製品試験及び初回審査の一部を省略することができる。
- (4) 甲は、乙が認証を行っている認証の区分の中で製品を変更又は追加する場合、乙に対し、事前に、製品の変更又は追加を申請するものとする。甲から当該変更又は追加の申請があった場合には、乙は、遅滞なく、当該変更又は追加部分に係る審査を行い、認証の決定を行った場合にはその旨を甲に通知するものとする。乙は、認証を行うことを決定した場合、本認証契約の変更を行い、認証書を交付し、又は契約変更前の認証書を訂正し、若しくはこれに代えて新たな認証書を交付するものとする。ただし、乙は、適切と判断した場合は、初回製品試験及び初回審査の一部を省略することができる。

(認証制度の認証要求事項又は乙の定める認証の業務に関する規定の変更の場合の措置)

第7条

- 1 乙は、甲の認証に係る認証要求事項を改正したときは、速やかに、甲に対して、その旨を通知するものとする。乙は、認証要求事項の改正により、認証した甲の製品が認証要求事項に適合しなくなるおそれがある、又は甲の品質管理体制を変更する必要があると判断したときは、その旨を甲に通知するとともに、甲に対し臨時の審査を行うものとする。
- 2 乙は、乙の定める認証の業務に関する規定を変更したときは、速やかに、甲に対して、その旨を通知するとともに、当該変更により、認証した製品が規定要求事項に適合しなくなるおそれがある、又は甲の品質管理体制を変更する必要があると判断したときは、その旨を甲に通知するとともに、甲に対し臨時の審査を行うものとする。

(認証の公表)

第8条

- 1 乙は、甲の製品に係る認証を行った場合、遅滞なく、次の事項について、乙のホームページ等により公表するものとする。

なお、公表の期間は、本認証契約が終了するまでとする。

- (1) 認証契約を締結した期日及び認証番号
- (2) 甲の氏名又は名称、及び住所
- (3) 認証に係る規定要求事項の名称

- (4) 当該製品の名称
- (5) 認証の区分（区分がある場合に限る）
- (6) 認証に係る工場又は事業場の名称及び所在地

2 乙は、甲の認証に係る認証の全部若しくは一部を取り消した場合又は認証結果の使用の停止請求を行った場合、直ちに、次の事項について乙のホームページ等により公表するものとする。

- (1) 取り消した期日又は認証結果の使用の停止請求を行った期日、認証番号
- (2) 取り消した又は認証結果の使用の停止請求を行った（以下、「取消し等を行った」という。）認証に係る甲の氏名又は名称、及び住所
- (3) 認証にかかる規定要求事項の名称
- (4) 取消し等を行った認証に係る製品の名称
- (5) 取消し等を行った認証の区分（区分がある場合に限る）
- (6) 取消し等を行った認証に係る工場又は事業場の名称及び所在地
- (7) 取消し等を行った理由

なお、公表の期間は、当該認証を取り消した場合にあっては、その期日から1年間、認証結果の使用の停止請求を行った場合は、次のいずれかの期日とする。

- － 請求を取り消す旨の通知を行った日
- － 認証の取消しを行った日
- － 認証契約が終了した日

3 乙は、甲の認証に係る認証契約が終了した場合、遅滞なく、次の事項について乙のホームページ等により公表するものとする。

なお、公表の期間は、本認証契約が終了した期日から1年間とする。

- (1) 認証契約が終了した期日及び認証番号
- (2) 終了した認証契約に係る甲の氏名又は名称、及び住所
- (3) 終了した認証契約に係る規定要求事項の名称
- (4) 終了した認証契約に係る名称
- (5) 終了した認証契約に係る認証の区分（区分がある場合に限る）
- (6) 終了した認証契約に係る工場又は事業場の名称及び所在地

4 乙は、公表された製品等の認証が失効した場合速やかに、乙のホームページ等から前項に定める事項を削除するものとする。なお、製品等の認証が、その申請について虚偽の事実に基づくことを理由に失効した場合その他広く失効の理由について周知する必要があると乙が判断した場合、乙は当該失効した認証製品について失効の理由その他必要な情報を乙のホームページ等により公表する。

（審査等に際しての損害）

第9条

乙は、更新審査、サーベイランス、認証の追加等その他認証審査に際し、甲に生じた損害については、乙に故意又は過失があったときを除き、その責任を負わないものとする。

（認証結果の使用についての責任）

第10条

甲は、自らの判断と責任において認証結果を使用するものとし、乙は、その事由の如何にかかわらず、甲による認証結果の使用及び使用中止に関して一切の責任を負わないものとし、甲は、乙、乙の認証業務に関与する者、及び乙の指定する第三者に対して、本認証契約の定めによる場合を除き、本認証契約に関して一切の主張又は責任の追求をしない。

(苦情等の処理)

第11条

- 1 甲の認証製品に関し、第三者から苦情の申出、権利侵害の主張、損害賠償の請求その他の主張又は請求（以下、「請求等」という。）を受けた場合、甲は自らの責任と負担において解決を図るものとし、乙に一切の迷惑を及ぼさないものとする。
- 2 甲は、乙に対し、請求等が生じた場合速やかにその内容について通知し、乙から要求があった場合直ちに経過及び結果を報告するものとする。
- 3 乙が請求等に関して、第三者に対して損害賠償その他の負担をしたときは、乙は甲に対して、乙が被った損害について求償することができる。
- 4 乙は、請求等に関連して、認証製品の要求事項への適合性の確認、当該問題点等に関する原因の究明、是正及び予防措置が適正に行われるよう、甲に協力するよう努める。

(機密保持)

第12条

乙は、甲の認証製品に関連し知り得た一切の情報について認証業務にのみ使用するものとし、他の目的に使用し又は甲の承諾若しくは関連する法令に基づく等の正当な理由なくして第三者に当該情報を漏えいしてはならない。ただし、本認証契約の締結時に公知であった情報、本認証契約の締結後に乙の故意又は過失によらず公知になった情報及び乙が第三者から適法に取得した情報は除く。

(認証結果の使用の誤用等の場合の措置)

第13条

- 1 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合、甲に対し、当該事項の是正及び予防措置を講じるように請求を行う。
 - 1) 乙が認証を行っている製品以外の製品の包装、容器若しくは送り状に、認証結果の使用又はこれと紛わしい表示を甲が付しているとき
 - 2) 乙が認証を行っている製品以外の製品の広告に、当該製品が認証を受けていると誤解されるおそれがある方法で、認証結果等の表示又はこれと紛らわしい表示を甲が使用しているとき
 - 3) 甲に係る広告に、乙の認証に関し、第三者を誤解させるおそれのある内容があるときなお、乙は、当該請求について期限を定め、必要と認められるときは当該期限を延長することができる。
- 2 乙は、是正及び予防措置が講じられたことを確認した場合には、甲に対し、速やかに請求を取り消すことを通知するものとする。
- 3 乙は、請求期限（延長した場合を含む。）内に、是正及び予防措置が講じられなかった場合は、甲の認証を取り消すものとする。

(乙に対する甲のその他の通知義務)

第14条

甲は、本認証契約において別途定めている場合のほか、甲の製品認証にかかる認証審査時に乙に対して申請した内容又は本認証契約に基づき乙に対して報告若しくは通知した内容を変更する場合、速やかに乙に対して通知しなければならない。

(甲に対する乙のその他の通知義務)

第15条

乙は、本認証契約において別途定めている場合のほか、乙の名称、住所、事務所名、及びその所在地を変更しようとする場合、当該変更をする日までに甲にあらかじめ通知しなければならない。

(認証に関する手数料)

第16条

- 1 甲は、乙に対し、次の各号に定める手数料を、別途乙の定める「リサイクルプラスチック材料認証制度手数料規則」(以下、「手数料規則」という。)に従って支払うものとする。
 - (1) 第4条第1項に基づき更新審査申請がされた場合、更新審査手数料
 - (2) 乙が第5条第1項に基づき製品等のサーベイランスを開始する場合、製品等の認証維持審査手数料
 - (3) 甲の責めに帰すべき事由により、乙が第5条第2項に定める臨時審査を行った場合、当該臨時審査手数料
 - (4) 認証製品等の名称又は内容を変更する場合、必要な審査手数料及び変更に伴う手数料
 - (5) その他審査に必要な交通費等の費用
- 2 乙は、前項の審査及び変更手続き終了後、速やかに前項に規定する手数料を甲に請求書を発行する。
- 3 甲は、請求書受領日の属する月の翌月末日までに、乙の指定した金融機関口座に振込む方法により前項に定める手数料を支払うものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。
- 4 乙は、必要に応じて、手数料規則を改定することができる。ただし、改定時に既に開始していた審査については、改定前の手数料を適用するものとする。

(製品等の認証の取下げ)

第17条

甲は、乙に書面で通知することにより、製品等の認証の全部又は一部を取下げることができる。この場合、当該製品等の認証は、乙が当該通知を受領した日の翌月末日に失効する。

(契約解除)

第18条

甲及び乙は、相手方に以下の各号のいずれかの事由が生じた場合、相手方に対して何らの催告なしに直ちに本認証契約を解除することができる。この場合、甲の製品等の認証は全て失効する。

- (1) 第19条を除く本認証契約の規定のいずれかに違反し、相当の期間を定めて催告をした後、当該期間内にかかる違反が是正されなかった場合
- (2) 本認証契約の履行に関し、不正又は不当な行為をした場合

- (3) 強制執行、仮差押、差押、保全処分、保全差押、滞納処分、強制執行又は仮処分の申立てがあった場合
- (4) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続又は特別清算手続（本締結日以降に制定される倒産関連の法令等に基づき新たに創設される同様の制度及び日本国外における同様の制度を含む。）の開始の申立てがなされた場合
- (5) 支払停止若しくは支払不能の状態に陥り、又は手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
- (6) 清算手続が開始した場合
- (7) 監督官庁より営業の取消又は停止等の処分を受けた場合
- (8) その他前各号に準ずる本認証契約を継続し難い重大な事由が発生した場合

（反社会的勢力の排除）

第19条

- 1 甲及び乙は、相手方に対し、以下の各号のいずれにも該当しないことを表明保証し、かつ、誓約する。
 - (1) 自ら又は自らの役員（取締役、執行役、理事又はこれに準ずる者をいう）が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）であること
 - (2) 反社会的勢力が経営を支配している又は実質的に経営に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - (4) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して以下の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約する。
 - (1) 相手方に対し脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - (2) 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 3 甲及び乙は、相手方が前 2 項のいずれかの誓約に反していると合理的に判断した場合、直ちに本認証契約を解除することができる。この場合、甲の製品等の認証は全て失効する。

（損害賠償）

第20条

甲及び乙は、本認証契約に違反して相手方に損害を生じさせた場合、相手方の被った損害を賠償する責任を負う。但し、第18条及び第19条第3項に規定する解除権の行使によって本認証契約を解除した場合、解除された相手方からの損害賠償責任を負わない。

なお、損害賠償の額は、本申請にかかる認証審査費用相当額を上限とする。

（不可抗力による認証・登録契約の終了）

第21条

天災地変その他不可抗力により乙の認証登録にかかる業務の遂行が不可能となったときは、本認証契約は終了する。

(存続条項)

第 2 2 条

第 9 条から第 1 3 条、第 1 9 条、第 2 0 条、本条、第 2 3 条、並びに第 2 4 条の各規定は、本認証契約終了後も引き続き有効に存続するものとする。

(裁判管轄)

第 2 3 条

甲及び乙は、本認証契約に関する一切の紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(誠実協議)

第 2 4 条

甲及び乙は、本認証契約に定めのない事項については、本認証契約の趣旨に従い、誠実に協議の上これを決定する。

本認証契約の締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上各自 1 通を保有する。

2025 年 月 日

甲

乙 東京都江東区東雲二丁目 11 番 17 号
一般財団法人 化学研究評価機構
高分子試験・評価センター長 荒川一聡